



型取引適正化に向けた取組の進捗状況

令和 2 年 8 月
中小企業庁

1. 型取引の適正化推進協議会報告書のポイント

(1) 課題と現状

(2) 考え方

課題	現状
論点① 型の所有、取引条件	取引条件、型に対する指示が口頭等で曖昧
論点② 型代金・型相当費の支払	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、支払も24回分割払で資金繰りが苦しい
論点③ 型の廃棄・保管	廃棄の取り決めが不明確でサプライチェーン全体で共有化されておらず、廃棄の判断がされない。保管メンテナンス等の費用は受注側負担
論点④ 廃棄年数・保管費用項目等の実効的目安	産業実態に則し具体性のある目安の策定(自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)
論点⑤ 型の技術・ノウハウ	発注側企業から、一方的に型、図面データ等の提供を要請され、第三者に譲渡等。

各課題について、型の所有実態、型に対する制限、要請等の内容を踏まえて、**取引を3類型に整理し、それぞれの類型に応じて、適正化を図る。**

【類型】

- A : 型についても**取引（請負等）を行う場合**
- B : 取引の対象は部品であるものの、型についても**部品に付随する取引として型相当費の支払いや製作・保管の指示等を行う場合**
- C : 上記以外の場合

(3) 取引類型ごとの整理

類型	論点②		論点③		論点④	論点⑤
	所有権	支払方法及び支払の時期	廃棄	保管料	目安	技術・ノウハウ
A	発注側	完成品の引渡し時点での一括払い、資金繰りに課題のある受注側企業には 更なる前倒し	発注側が、 廃棄の取り決めを定め 、取り決めに基づき廃棄	発注側負担 (発注側が所有する型を保管させるため)	型の廃棄・返却の目安 <ul style="list-style-type: none"> • 量産期から補給期への移行の明確化 • 廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡 	<ul style="list-style-type: none"> • 秘密保持契約を含めた取決めの書面化（意図せざる図面やデータの流出防止） • 型の製作技術・ノウハウに対する対価の支払い
B	受注側	資金繰りに課題のある受注側企業には 一括払い、支払時期の前倒し	協議して、 廃棄の取り決めを定め 、取り決めに基づき廃棄	発注側負担 (発注側が保管等の指示を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> • 廃棄を前提に協議する型の経過年数の明確化 -自動車 : 量産終了後15年 -産業機械 : 量産終了後10-15年 -電機・電子 : 最終生産後3年 	
C	受注側	-	受注側が独自に判断	受注側負担 (受注側が独自に保管を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> • 型保管費用項目の目安 • 土地建物費等項目を明確化 	

論点① 各項目に係る取引条件の**明確化**と**書面化**の徹底

2. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正（令和2年1月）について

- 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」について、以下の目的のため、令和2年1月31日に改正を行った。
 - すべての型取引について、従来の保管・廃棄の適正化に加えて、適正化の対象を型の製作や支払条件改善等を含む型取引全般に拡大し、型の製作から廃棄に至るまで型取引の抜本的な適正化を図ること（なお、型取引の適正化に当たっては、契約のひな型を活用）。
 - 中小企業の業務効率化を目的に、受発注システム等の電子化への対応を促進すること。
- 改正「振興基準」を踏まえ、産業界の自主行動計画の改訂要請等を行い、大企業・親事業者に対するより一層の遵守の徹底を図る。

※前回改正は、平成30年12月末（大企業間取引、働き方改革、事業承継等改正）

改正事項1) 型取引の適正化

◆ 型取引の適正ルールの遵守

（主要改正事項）

- 「契約のひな形」に基づく取引の実施
- 不要な型の廃棄
- 型製作相当費の一括払いや前払い
- 量産期間から補給期間への移行の明確化
- 型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡（「目安」に基づく型管理適正化）

改正事項2) 電子化推進

◆ サプライチェーンにおける電子化による業務効率化推進

（主要改正事項）

- 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（業務のデジタル化推進を含む）
- 中小企業共通EDI（電子データ交換）などによる電子受発注の導入推進
- 電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステムなどの活用）導入推進等

3. 下請ヒアリングで把握した型取引に関する具体的事例

()内は親事業者の業種／聴取時期

良い事例

- 自動車メーカー**A社**をはじめとした自動車産業の親事業者との取引では、昨年11月頃から金型の廃却ルールが制定され、既に運用を開始している。金型の保管ルールについては、経済産業省の親事業者宛の指導が浸透して下請は助かっており、更なる進展に期待している。(自動車／5月)
- エンドユーザー**B社**から金型の保管料が支払われた。直接取引ではないため、契約書ではなく注文書(2年間分の保管料)の形。(電機・情報通信機器／7月)
- 月額20万円で倉庫を借用して金型を保管していたが、直近1年間で親事業者による廃棄の取組が進んだことにより、2年前と比較して保管金型が30%程減少した。自社内施設での保管へ切り替え、借用中の倉庫は返却する予定。(産業機械／7月)
- **C社**は、製造委託及び無償貸与している所有金型の代金を24回の分割で支払っていたが、4月に残金が一括で支払われた。(自動車／5月)
- 自社作成した金型の設備投資が大きな負担となっていたが、2020年2月より、**D社**から定額使用料を受領している。(化学／6月)
- 2018年時点では、**E社とF社**からは金型の廃棄申請をしても取引先から回答が得られない状態であったが、最近2年間で金型の廃棄・返却が進むようになった。(自動車／6月)
- 金型の保管料について、**G社**が支払う前提で2～3月から動き始めた。これが他の親事業者にも波及していくことを期待したい。(自動車／6月)
- 国の働きかけもあって木型・金型の整理や廃棄が進んでいると感じる。3年前は自社から働きかけないと親事業者からは動いてくれない雰囲気だったが、新聞等でもよく型管理について取り上げてもらえるようになり、大企業から積極的に取り組んでくれるようになった。(産業機械／7月)
- 金型は全て親事業者からの貸与品であり、当社で倉庫を借りて保管している。1年前から親事業者である**H社とI社**が保管料を支払ってくれるようになった。保管料は保管する倉庫の面積や重さに応じ、2社合計で月々百万単位となっており大変助かっている。国からの後押しがあったものと推察され、感謝している。(電線・自動車／8月)

3. 下請ヒアリングで把握した型取引に関する具体的事例

()内は親事業者の業種／聴取時期

問題事例

- ▲ 金型の取引条件改善が進まない。J社では自社の資産を増やしたくないという購買の方針があり、一括払いをお願いしても24回分割払いのみである。(自動車／6月)
- ▲ 20年以上前から保管しているK社の金型の中には、預かり証と現物が一致しないものが多い。その場合は「不明」という位置づけになり、廃棄処分できない。過去2年以上、時間があるときに古い金型の現物確認をしてきたが、これまで数型しか廃棄申請できておらず、廃棄申請手続きにかなりの時間を要しており困っている。(自動車／6月)
- ▲ L社から、使用していない金型の保管について保管承諾書(当社が作成したような内容契約)に押印するように書類が送られてくる。「保管費用に関しては要求しない」という内容である。(電機・情報通信機器／5月)
- ▲ M社との取引において、20年以上前から型を保管しており、現在は月額30万円で倉庫を借りて保管している。4年程前に棚卸表を提示して廃棄を依頼したが拒否され、現在までに進展がない状況。廃棄するか、保管料を支払って欲しい。(農業機械／7月)
- ▲ 昨年、N社から金型残置数調査があり、15年以上保管の自社所有金型数百型を廃棄申請し、廃棄を実施しているが、現在も2,000型以上を保有しており、倉庫を建設し保管している状況であるが費用負担はなく、コロナ禍で取り決めも進んでいない。(自動車／6月)
- ▲ 当社所有の金型を2,000型以上保管しており、一部は土地を借りて野積みしている。廃棄についてはO社に申請し了承を得たうえ、生産データを提示することで廃棄できるが、保管費用の取り決めはない。(自動車／6月)
- ▲ コロナ禍以前から自社保管の不要金型返却を要請しているが、親事業者の担当者変更等理由をつけられ進捗しない。(自動車／6月)
- ▲ P社から金型保管について、3年前から廃棄ルールの取り決めの話は出るが、棚卸などの手間が膨大で、直接のメリットがないため進んでいない。(自動車／6月)
- ▲ 金型についてQ社と保管料について協議していたが、自社の一部に保管(他社倉庫を利用していない)している理由で支払えないこととなった。(自動車／7月)
- ▲ かなりの数の金型があり、自社スペースの大部分に加え、一部は他の工場にも保管している。製造物への責任で長期に渡って対応できるように保管するように言われているが、保管料はもらえない。保管料の交渉をしたが却下された。(自動車／7月)

4. 令和元年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（8業種29団体）が9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、今年度の結果はいずれも改善。
- 特に、②型管理の適正化「型の返却・廃棄の促進」は、発注側で大きく改善。
- 一方、発注側・受注側の認識のズレは、各課題で依然として埋まらず、今後の課題。
※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。
（回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）
- 認識のズレの解消等を目的に、本年度より、取引問題小委員会(11/27,12/9)にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。結果を踏まえて、対策検討・計画改訂を要請。

<重点三課題 改善割合>

回答率は35%（昨年34%）
（今年度:対象6019社、回答2086社）

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 不合理な原価低減要請を行わない／受けていない ※「実施済」と答えた企業の割合	発注	81%	81%	86%
	受注	40%	51%	56%
② - 1 型管理の適正化 （※1） 型の <u>返却・廃棄の促進</u> （※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%
	受注	23%	15%	18%
② - 2 型管理の適正化 （※1） 型の <u>保管費用の発注側負担</u> （※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%
	受注	17%	13%	14%
③ - 1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%	57%
	受注	26%	28%	30%
③ - 2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内	発注	14%	13%	18%
	受注	10%	12%	14%

※ ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

【参考 1 - 1】改定版「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について

令和2年6月29日 第13回下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループ配布資料

- **既存の重点3課題の深堀とともに、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、取引適正化重点5課題として取組を推進。**
- **「下請Gメンや調査等によるきめ細かな実態把握」、産業界における「契約のひな形・ガイドライン等」の遵守徹底、「下請法等に基づく厳正な指導」を全体の方針として取組を実施。**
- **コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、取引適正化に向けた取組を一層進めていく。**

新たな重点課題

重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
<p>知的財産・ノウハウの保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業が知的財産権等に関して、公正な条件での適正な契約を締結できていない。 ● 知的財産権等に関する支援を行うことができる外部の専門人材が少ない。 ● 企業内において、知的財産等の重要性が認識されていない。 <p><下請Gメンによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。(印刷) ・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。(化学) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 知財Gメンによる知財の活用等の実態把握の実施（7月以降） ● 大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を7月に設置。 ①「知財取引における契約のひな形、ガイドライン」の策定 ②支援策(普及啓発、支援機関等の専門人材の活用)※令和3年度予算要求に反映 ③知財Gメンの体制強化の検討（知財弁護士の登用等） <p>について、9月頃に公表。</p>
<p>働き方改革に伴うしわ寄せ防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短納期発注が多くなったが、割増料金がもらえない。(自動車) ・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。(電機・情報通信機器) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 ● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

【参考 1 - 2】改定版「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について

令和2年6月29日 第13回下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループ配布資料

既存の重点課題

重点5 課題	現状・課題	今後の取組方針
<p>型取引の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 昨年度の協議会の議論を踏まえ、振興基準を本年 1 月に改正し、親事業者による金型の保管料の負担や不要な金型の廃棄などの進展が見られるものの、その進捗は道半ば。 ● 不要な金型の廃棄の更なる推進と振興基準や型取引適正化推進協議会報告書の周知徹底が必要。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金型の引取りの要請を行ったが引き取ってもらえず、100型を無償保管中である。(自動車) ・親事業者が木型の保管料や廃棄の相談をまったく受け付けてくれない。(工作機械) 	<p>型取引ルールを反映した自主行動計画の改定を踏まえ、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。(8月目途) ● 個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。(9月目途) ● これらの結果を踏まえ、産業界による自主行動計画の改定やアクション等につなげる。
<p>支払条件の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 下請代金の現金払い化については着実に浸透しているものの、業界慣習や大企業間取引に着目すると改善が鈍い。 ● 手形サイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。 ● 約束手形の割引料が下請代金に加味されておらず、十分な協議がなされていない。 ● 新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、下請事業者の資金繰り改善のためにも、支払条件改善への一層の取組が必要。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前は手形での支払いだったが、今年より月末締め180日後の現金払いに変わった。(電機・情報通信機器) ・下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引先がある。(自動車) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ①業種ごとの現金払い・手形等の支払期日と取引慣行の実態、②決済手段の在り方(ファクタリング・電子記録債権等を含む)等について、事業者・金融機関等を交え議論を開始。(7月目途) ● 中小企業への新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、手形通達の再改正を検討 ● 産業界への働きかけの強化(振興基準、自主行動計画等の再検討)(11月頃方向提示) <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 ● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)
<p>価格決定方法の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本年 2 月に、賢人会議「中間とりまとめ」において、大企業と中小企業が共存共栄していく関係を構築するため、適正な価格転嫁など取引適正化をサプライチェーン全体で進め、雇用・所得環境を改善させていく必要性を指摘。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。(自動車) ・量産ロットの見積もり価格が小ロットの注文にも適用され、利益が出ないので困っている。(電機・情報通信機器) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本年 5 月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置し、個社による下請振興基準の遵守等を含む自主行動宣言(パートナーシップ構築宣言)を通じ、更なる取引適正化を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 ● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

5. 型取引の適正化に向けた今後の取組

- **本日「第4回型取引の適正化推進協議会」を開催し、昨年決定した型取引ルールへの産業界の行動計画及び取組の進捗の中間報告**を受ける。
- 今後、業界毎だけでなく**事業者毎の取組や成果**も明らかとするための**大規模調査を実施**。
- 特に**浸透度合いの低い事業者・サプライチェーン**を中心に**型のインベントリ整備**を要請。
- **12月頃に次回の協議会を開催**し、上記調査結果や産業界の取組の成果を確認し、自主行動計画のフォローアップにつなげる。

回答率は35%（昨年34%）
（今年度:対象6019社、回答2086社）

<改善割合の推移 [道半ばの状況] >

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度
型管理の適正化 （注） 型の 返却・廃棄の促進 （※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%
	受注	23%	15%	18%
型管理の適正化 （注） 型の 保管費用の発注側負担 （※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%
	受注	17%	13%	14%

（注）電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

<大規模調査の概要>

- **発注側企業・受注側企業、計約3万社**に対し書面調査を実施。
- **本協議会報告書を踏まえた発注側企業の取組状況**や型代金の支払方法や保管費用の負担、新型コロナウイルス感染拡大に伴う取引条件への影響等について質問。
- 信用調査会社の法人データを活用し、**サプライチェーン毎の取組の浸透状況を把握**。
- 調査の結果、**達成度低いサプライチェーン**を重点的に、メリハリの利いた**下請Gメンヒアリング**を実施。効率的な指導等につなげていく。

6. 今後の予定

1. 第4回型取引の適正化推進協議会（本日）
 - 型取引適正化に向けた取組の進捗状況の報告
 - 各業界団体での型取引適正化に向けた取組の進捗状況の報告
 - 型取引に関する調査方針の確認

2. 型取引に関する調査（10月～11月）

3. 第5回型取引の適正化推進協議会（12月頃）
 - 型取引に関する調査結果および取組状況の報告
 - 各業界団体での型取引適正化に向けた取組の進捗状況の報告